

静岡県企業局公舎管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和3年2月26日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

## 企業局訓令第2号

静岡県企業局公舎管理規程の一部を改正する訓令

静岡県企業局公舎管理規程（昭和42年事業部訓令第7号）について、当該各号の表に掲げる様式の改正前の項に掲げる字句をそれぞれ対応する改正後の項に掲げる字句に改める。

様式第1号か	改正前	職 氏名 印
ら第3号まで	改正後	職 氏名

### 附 則

- この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現に改正前の訓令の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の訓令の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- この訓令の施行の際現に改正前の訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。